

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 千葉県八千代市上高野1728番地5

氏名 株式会社 TOAシブル
代表取締役 安池 慎一郎

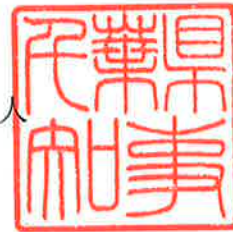
優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 熊谷 俊 人

許可の年月日 令和5年1月31日

許可の有効年月日 令和12年1月30日



1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

(2) 特別管理産業廃棄物の種類

ア 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）、イ 廃酸（水素イオン濃度指数 2.0 以下のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）、ウ 廃アルカリ（水素イオン濃度指数 12.5 以上のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）、エ 廃PCB等（低濃度PCB廃棄物に限る。）、オ PCB汚染物（低濃度PCB廃棄物に限る。）、カ 特定有害産業廃棄物 廃油（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及び1,4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。）、キ 特定有害産業廃棄物 汚泥（1,4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。）、ク 特定有害産業廃棄物 廃酸（1,4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。）、ケ 特定有害産業廃棄物 廃アルカリ（1,4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。）

2. 許可の条件

なし

3. 許可の更新又は変更の状況

平成7年12月21日	変更許可
令和5年1月31日	更新許可（優良認定）
令和5年4月20日	変更届（社名変更）

4. 積替え許可の有無 有・無

（積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）

5. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。